

平成17年4月18日(月)

於・虎ノ門パストラル 新館4F「プリムロ-ズ」

水産政策審議会

第20回資源管理分科会議事録

水産庁

水産政策審議会・第20回資源管理分科会

1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成17年4月18日 午後1時30分

閉会 平成17年4月18日 午後2時40分

2. 出席した委員の氏名

委員 山下 東子 小林 嗣宜 桜本 和美 福島 哲男 三鬼 楠好  
宮原 邦之

特別委員 蟹 忠男 川端 勲 熊谷 拓治 佐々木 護 寿崎 洋一  
高橋 健二 中田 邦彦 藤井 浩 本川 廣義 保田 綱男  
山田 邦雄 吉岡 修一 來田 仁成

3. 水産庁側出席者

竹谷資源管理部長 井貫増殖推進部長 末永審議官 五十嵐漁政課長  
坂井企画課長 津端漁業保険課長 武田管理課長 宮原沿岸沖合課長  
山下遠洋課長 三浦国際課長 重研究指導課長 長谷資源管理推進室長  
和田増殖推進部参事官

4. 諮問事項

諮問第82号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（太平洋の海域）の公示について

諮問第83号 漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示について

諮問第84号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

諮問第85号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

5. 議 事

別紙のとおり

6. 議決の数

出席者全員賛成

7. 答 申

別紙のとおり

別紙

目 次

1. 開会 ..... 1

1. 議事

【諮問事項】

諮問第82号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（太平洋の海域）の公示について

諮問第83号 漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示に

ついて

諮問第 84 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令  
について

諮問第 85 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に  
基づく基本計画の検討等について

【協議事項】

平成 18 年漁獲可能量の配分の考え方について

【報告事項】

第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量及び第 2 種特定海洋生物資源の漁獲努力量  
について

【その他】

1. 閉会

開 会

五十嵐漁政課長 定刻でございますので、ただいまから資源管理分科会を開催いたします。

始めます前に、4月1日付けで水産庁に人事異動がございました。本日、出席しております関係の幹部を御紹介申し上げます。

まず増殖推進部長の井貫でございます。

続きまして審議官の末永でございます。

研究指導課長、重でございます。

沿岸沖合課長は宮原でございます。

漁業保険課長の津端でございます。

それでは、本日の委員の出席の状況でございます。

水産政策審議会令第 8 条第 1 項の規定によりまして、審議会の定足数は過半数となっておりますが、本日は、委員 8 名中 6 名の方が御出席でございまして、定足数を満たしておりますということで御報告をさせていただきます。

続きましてお手元の配布資料の確認でございますが、ちょっとお目通しをいただきたいと思っております。

まず議事次第でございます。

それから、資料一覧の 1 枚紙。

資料 1 は委員の先生方の名簿でございます。

資料 2 が諮問第 82 号でございます。

資料 3 が諮問第 83 号。

資料4が諮問第84号でございます。

資料5が諮問第85号。

資料6が漁獲可能量の配分の考え方（検討案）という2枚紙でございます。

資料7が第1種特定海洋生物資源の採捕数量でございます。

そのあとに資料7の参考としてプレスリリースがつけております。

もし不都合がございましたら、お申しこしく下さいませ。

それでは、以後の進行を分科会長によるしくお願いいたします。

山下分科会長 皆さんこんにちは。

年度が改まりまして、いろいろとお忙しい中、御参集くださいますとありがとうございます。

本日も諮問事項4つのほかにも、協議事項なり報告事項、いろいろとございますので、よろしく御協力方、お願いいたします。

## 議 事

### 【諮問事項】

諮問第82号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（太平洋の海域）の公示について

山下分科会長 それでは、議事に入ります。

まず漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（太平洋の海域）の公示について、説明をお願いいたします。

山下遠洋課長 それでは、資料2をお開きいただきたいと思います。

最初に、諮問文を朗読させていただきます。

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣 島村 宜伸

漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（太平洋の海域）の公示について

（諮問第82号）

太平洋の海域における中型さけ・ます流し網漁業につき、別紙の公示案により、許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成17年5月1日から平成18年2月28日までと定めたいので、漁業法第58条第3項及び第60条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

説明に移らせていただきます。

3 ページ目をお開きいただきたいと思います。

公示の内容を一覧表にさせていただきます。

まず漁業種類でございますが、中型さけ・ます流し網漁業ということで、日本海の海域のみを操業区域とするものを除く。すなわち太平洋というものでございます。

隻数でございますが、67 隻を公示いたしたいということでございます。昨年は 68 隻でございましたが、1 隻減りまして 67 隻でお願いをしておるものでございます。

総トン数以下につきましては前年と同じ内容でございますが、旧トン数でいいますと 30 トン以上 153 トン未満、新トン数ですと 30 トン以上 185 トン未満でございます。

操業区域は、ロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域でございます。

操業期間でございますが、平成 17 年 5 月 1 日から同年 7 月 31 日まででございます。

なお、操業期間、5 月 1 日からとなっておりますが、現在、モスクワにおきまして、操業条件を決定するために民間の交渉が現在、ちょうど行われております。この交渉が妥結いたしますと、この許可に基づく操業が開始されるということでございまして、早い妥結が行われれば、5 月 1 日からの操業となるということでございます。

それから、申請期間でございますが、通常の漁業でございますが、3 カ月間の申請期間を設定するわけでございますが、本漁業につきましては、ただいま御説明申し上げたとおり、国際交渉の関連で漁期が左右されますので、例年にならしまして、3 カ月より短い期間といたしたいと考えております。具体的には、公示の日から 4 月 25 日までの間を申請期間といたしたいと考えております。

それから、4 ページ以降は本文でございますが、5 ページの備考の 1 でございますが、この許可の有効期間につきましては、ことしの平成 17 年 5 月 1 日から平成 18 年 2 月 28 日までということで、例年どおりの許可期間といたしたいと考えておるところでございます。説明につきましては以上でございます。

山下分科会長 昨年は、今の行われているという交渉が長引いて 6 月にずれ込んだということですが、先ほど伺いますと、ことしは 5 月 1 日から始められる見通しがありそうだということでございます。

ただいまの件につきまして何か御質問、御意見などございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、諮問第 82 号については原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

山下分科会長 それでは、そのように決定いたします。

#### 諮問第 83 号 漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示について

山下分科会長 次に諮問第 83 号の漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示について、説明をお願いいたします。

山下遠洋課長 引き続き御説明申し上げます。

資料 3 をお願いいたします。

まず最初に、諮問文を朗読させていただきます。

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣 島村 宜伸

漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示について（諮問第 83 号）

当該漁業について、漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づき公示するとともに、当該公示に係る許可の有効期間を当該許可の日から平成 18 年 7 月 31 日までと定めたいので、同条第 3 項、第 58 条の 2 第 6 項及び第 60 条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

次に資料の説明に移らせていただきます。

2 ページをお願いいたします。

遠洋底びき網漁業の許可の有効期間でございますが、平成 17 年 7 月 31 日をもって満了することとなっております。このため、新たに平成 17 年 8 月 1 日からの許可又は起業の認可を行うための公示につきまして、お願いをしておるものでございます。

まず といたしまして、漁業法第 58 条第 1 項に規定された許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間。

といたしまして、同法第 60 条第 3 項に規定されました許可の有効期間を定めようとするものでございます。

資料を 1 枚めくっていただきまして 3 ページをごらんいただきたいと思います。一覧表にしてございます。

まず許可又は起業の認可を行う隻数でございますが、63 隻といたしたいということでございます。これは昨年、公示隻数 65 隻でございましたが、実際の申請数が 2 隻下回って 63 隻でございましたので、これによりまして 63 隻といたしたいということでございます。

次に許可の有効期間でございますが、従前どおり、国際取り決めとの関係を考慮いたしまして、平成 17 年 8 月 1 日から平成 18 年 7 月 31 日までの 1 年間といたしたいというものでございます。

船舶の総トン数、あるいは操業区域につきましては従前どおりでございます。

操業期間につきましては同様の対応でございまして、平成 17 年 8 月 1 日から 18 年の 7 月 31 日までといたしたいと考えております。

それから、申請期間でございますが、下に注がございまして、開始日を公示の日といたしまして、終了日を開始日の 3 カ月後といたしたいと考えておりまして、3 カ月間の申請期間といたしたいということでございます。

説明は以上でございまして、よろしく御審議をお願いいたします。

山下分科会長 ただいまの説明について何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

それでは、諮問第 83 号については、原案どおりでよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

山下分科会長 それでは、そのように決定いたします。

諮問第 84 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

山下分科会長 では3つ目ですが、次に諮問第 84 号の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について、説明をお願いいたします。

三浦国際課長 資料4の諮問事項第84号について御説明申し上げます。  
まず諮問事項を読み上げさせていただきます。

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣 島村 宜伸

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について（諮問第 84 号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 65 条第 5 項及び水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）第 4 条第 5 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。  
というものでございます。

それでは、2 ページ以降の資料に即しまして説明をさせていただきます。

まず、今回の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正の趣旨及び概要でございます。

今回の主な改正事項は、いわゆる中西部太平洋まぐろ類条約への加盟に伴う所要の規定の整備に係るものでございます。

1 の（1）のところでございますけれども、まぐろ類に代表されます高度回遊性魚種につきましては、関係国が地域漁業管理機関を通じて、その資源の保存管理を実施しております。例えば大西洋では I C C A T、大西洋まぐろ類保存国際委員会、インド洋では I O T C、インド洋マグロ類委員会といった国際機関がございます。

中西部太平洋につきましては、こうした機関がございませんでしたが、2000 年 9 月にいわゆる中西部太平洋まぐろ類条約、W C P F C が採択されまして、昨年 6 月に発効いたしました。昨年 12 月には第 1 回委員会が開催されまして、委員会の手続規則、予算、組織等が決定されております。本年 12 月には第 2 回委員会が開催され、具体的な保存管理措置の審議が開始される予定でございます。

条約につきましては、概要を 4 ページ、他の地域漁業管理機関を含む図を 5 ページに添付してございますけれども、時間の関係で説明は省略させていただきます。

我が国といたしましては、この条約の対象水域が我が国漁業にとって非常に重要な位置付けを有しているということにかんがみまして、沿岸国として、また、責任ある漁業国として、この水域における資源の保存管理に貢献いたしますとともに、我が国漁船の操業の安定化を図るため、この条約に加盟することが必要であるという考え方から、現在開かれ

ております通常国会に、この条約への加盟について承認をいただくべく、この条約を外務省から国会に提出しているところでございます。

国会の審議日程は未定でございますけれども、政府といたしましては、既に国会に上程する閣議決定を行っておりまして、加盟に必要な手続をできるだけ速やかに進めるという観点から、国会において加盟について承認をいただいて、我が国としてこの条約に加盟することとなった場合に必要となる規定の整備につきまして、本審議会にお諮りするものでございます。

内容につきましては、1の(1)の下の方でございます5点でございます。

1点目は でございますが、この条約の対象水域のうちの公海におきまして、一定の指定漁業による場合を除いて農林水産大臣の許可なくまぐろ類の採捕をしてはならないとするものでございます。

おそれいりますが、後ろの方に条文がございますので、11ページの第92条の2という規定の第1項でございます。公海において条約の対象となるまぐろ類を採捕する行為を農林水産大臣の許可にかからしめるというものでございます。

ただ、条約の対象水域のうち、公海におきましてこれらまぐろ類の採捕を行う漁業として想定される漁業である大中型まき網漁業、それから遠洋かつお・まぐろ漁業、近海かつお・まぐろ漁業につきましては、これは別途指定漁業の許可にかからしめられておりますので、法令上の整理といたしまして、これらによる採捕は本条の許可対象から除いているというものでございます。

そのほか、第2項は、その第1項に違反して採捕したまぐろ類等の所持、販売の禁止。第3項は第1項、第2項の違反に係る船舶の停泊命令。第4項、第5項は聴聞の規定といった形になっておりまして、次の12ページでございます第92条の3は、前条第1項、第2項の規定の違反に係る船長等の乗組み禁止命令の規定でございます。これらに関する罰則の規定が第106条の改正ということになるわけでございます。

2ページに戻っていただきまして、1の(1)の のところでございます。

これは先ほど掲げました3種類の指定漁業の漁業者が、条約水域のうち公海において操業する場合に、船舶に所定の表示をしなければならないという規定でございます。

以下、まとめて御説明いたしますと、 は、同じくこれら指定漁業者が、条約水域のうち公海で操業する場合に、船内に国際信号書を備えつけておかなければならないとする規定でございます。

につきましては、これらの指定漁業者が、条約水域のうち公海で操業する場合に、所定の無線通信の傍受を行わなければならないとする規定でございます。

また、 につきましては、これらの指定漁業者が、この条約の締約国である外国の領海及び排他的経済水域を航行する場合、漁獲のための許可を受けて航行する場合を除いて、漁具等を収納しておかなければならないとする規定でございます。

以上の4つに関する条文につきましては、条文上、先に出てまいりまして、後ろの方の7ページ以降でございます。

7ページの第31条の2から9ページの第31条の5までにこれらの規定が掲げられておりまして、これら大中型まき網漁業に関する規定でございますが、これを9ページの第60条の3で遠洋かつお・まぐろ漁業に準用しております。それから、次の第62条で近海かつお・まぐろ漁業に準用しているという構成でございます。

なお、これらによる準用される場合も含めまして、第31条の3の規定に違反した場合につきましては、第108条の罰則規定の対象に追加する改正をすることとしております。



2ページに戻っていただきまして、(2)のその他についてでございます。

まずでございますけれども、別表第2、別表第3の改正でございます。

これは2国間の政府間協定を担保するために設けられております別表の第2、これは指定省令第17条関係、別表の第3、これは指定省令第75条関係でございますけれども、これらの規定のうち、既に政府間協定が失効して実効性が失われていると考えられる部分を削除する改正を、今回の中西部大西洋まぐろ類条約に係る省令改正と併せて行うものでございます。

条文につきましては、かなりページ数が多くなりますけれども、14ページから44ページまでの間が別表第2、それから、その後、現在の別表第3は、45ページから47ページにわたっております。その間に、先ほど御説明しました船舶の表示に関する別表が1つ入りまして番号がずれますけれども、そのような改正を行うというものでございます。

2ページに戻っていただきまして、(2)の でございます。

は、これは先般、不動産登記法の改正で、磁気ディスクによる登記簿が原則化されまして、従来の紙による登記簿を前提とした登記簿の抄本というような規定が、登記事項証明書と改められたことに伴いまして、指定省令における文言の整理を行うものでございます。条文は7ページの第4条がこれに該当いたします。

最後に、2ページの一番下に、タイトルだけ出ておりますが、2の施行日についてでございます。内容は3ページでございますが、この省令の改正は、公布の日から施行することとしております。ただし、中西部太平洋まぐろ類条約関係につきましては、この条例が我が国に対して効力を生じる日、具体的には国会で承認をいただきまして、その上で加入書の寄託に関する閣議決定を行いまして加入書を寄託いたしますが、その加入書を寄託してから30日後に効力が発生するということとなります。その日から施行することとしております。

なお、船体表示に関する規定につきましては、遠洋水域で操業している途中で省令改正が発効するといったことになった場合に、すぐには船体表示を施すことが困難ではないかといった実態を考慮いたしまして、所要の経過措置を置くこととしております。

内容は以上でございますけれども、今後、この条約関係の省令改正につきまして、条約への加盟について国会で御承認いただければ、その後、加入書寄託のための閣議決定を行うこととなっております。その際に内閣法制局で国内の法制度による条約の担保措置に関する再確認を受けることとなっております。それらの過程で、改正の条文案につきまして若干の変更があり得るということがございますので、先ほどの新旧対照表の頭に注で記しておりますが、一言申し添えさせていただきます。

内容について説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

山下分科会長 ありがとうございます。

今の説明は、資料4に基づくものですが、とても分厚いので大変なように見えますが、大事なことは、全部大事なのですけれども、特に一番最初の新しい条約に加盟する、そのために改正する省令について話をさせていただいて、それについて御審議をいただくということです。

その他あと2つは、そのついでにといいますか、不要な規定を削除するなどというようなことでございます。

ただいまの説明について何か御質問、御意見などございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

山下分科会長 ではこのように原案どおり決定ということでございますけれども、ちょっとその前に説明をさせていただきます。

この諮問第 84 号の省令改正案文につきましては、条約の国会承認後に必要な手続の関係で、今後、変更があり得るということになっております。変更があった場合には、水産庁と、それから私の方で協議の上、決定するということにいたしまして、私に一任いただくということにした上で、諮問第 84 号について、原案どおりでよいかをお諮りするものでございます。いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 ではそのように決定をいたします。

諮問第 85 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について

山下分科会長 次に諮問第 85 号の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について、説明をお願いいたします。

武田管理課長 お手元の資料 5 をごらんいただきたいと思います。

まず諮問文を朗読させていただきます。

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣 島村 宣伸

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第 85 号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成 16 年 11 月 25 日公表。以下「基本計画」という。）

に別紙のとおり変更の検討を加えたいので、同条第 8 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また審議の結果、別紙のとおり基本計画の一部を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第 7 項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第 9 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

諮問文は以上でございます。

今回の基本計画の変更内容でございますけれども、平成 17 年の T A C につきまして留保枠の配分を行うというものでございます。

具体的には、資料を 1 枚めくっていただきますと、第 6 のところに、第 1 種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項というものがござ

いますけれども、さらにもう1枚めくっていただきまして、2の(5)まさば及びごまさばの漁獲可能量につきまして、表の中、宮崎県がございまして、宮崎県、これまで4,000トンの配分数量となっておりますものを、2,000トン追加いたしまして6,000トンにしたいというものでございます。

平成17年のさば類のTACにつきましては、昨年、この分科会で議論いただきまして、32万1,000トンを管理の基礎とする数量といたしまして、さば類につきましては、漁場形成の変動に対応するというので、大臣管理分については1.3を掛けまして、また、知事管理分については1.5を掛けまして、全体で42万6,000トンという形でTACの設定をしたところでございます。そして当初配分といたしまして32万1,000トン、1.0倍相当を配分いたしまして、その残りを追加配分用として留保していたところでございます。

今回の宮崎県のさば類のTACの追加配分でございますけれども、資料をさらにめくって一番最後、5ページに図表がついてございますが、こちらをごらんになっていただきたいと思います。

宮崎県の水域におきますさば類の漁場形成というものは、実は年によって、このグラフを見ていただければわかると思うのですが、大変大きな違いがございます。過去5年間のデータをプロットしてございますけれども、年間の漁獲量、一番少ない平成14年、書いてありますけれども、この年は208トンでございましたが、これに対して平成15年は1万1,281トンということで、50倍以上の開きがございます。漁獲可能量の管理は非常に難しい面があるというのがごらんいただけるかと思えます。

こういう中におきまして、宮崎県におきましては、中型まき網漁業の隻数を縮減したり、あるいは運搬船を活魚用に改造したりして漁獲努力量の抑制に努めているところでございますが、今年の漁場形成でございますけれども、3月まで非常に漁場形成がよくて、漁獲の状況、今年はこの図で点で表示してございますけれども、平成12年の漁獲量の動きと状況が非常によく似ているというのがわかると思えます。また、漁海況の今後の見通し、4月から6月までの見通しにおきましても、ごまさばの来遊量が前年を上回ると予測されているところでございます。

こういう状況の中で、平成12年並みの6,000トン程度の漁獲があるものと見込みまして、宮崎県からは今回の要望が出てきているところでございます。

このため、今回、こういった漁場形成に対応するため、留保枠の中から追加配分として2,000トンを追加いたしまして全体で6,000トンにしたいという内容でございます。

以上が諮問内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

山下分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

山下分科会長 それでは、諮問第85号については、原案どおりでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 それでは、そのように決定いたします。

以上で諮問4件が終わりまして、今度は協議事項に入ります。

【協議事項】

## 平成 18 年漁獲可能量の配分の考え方について

山下分科会長 平成 18 年漁獲可能量の配分の考え方についてということで、また、説明の方をお願いいたします。

長谷資源管理推進室長 資料 6 をごらんください。

漁獲可能量の配分の考え方ということでございますが、平成 9 年に T A C 制度を導入して以来、T A C の年当初の配分シェアについては、原則として 3 年ごとに見直すこととしてきました。来年は T A C 制度導入から 10 年目を迎えることから、導入が 1 年遅かったするめいかを除く 6 魚種について本年秋の T A C 決定において、次に御説明する考え方により、配分シェアの見直しを行いたいと考えておりますので、御意見を伺いたいと思います。

まず 1 の配分量の算出方法の 配分の根拠ですが、従来と同じ方法を考えております。すなわち客観的かつ合理的なデータ及び手法によりまして、過去 3 力年の漁期の漁獲実績をもとに配分いたしますが、実績のうち、T A C を超過した分については実績としてみなさないということでございます。

の具体的方法ですが、これも従来と同じで、我が国全体の漁獲実績に対する比率を 3 力年について計算し、その単純平均を大臣管理漁業と各都道府県の配分シェアといたします。このシェアで T A C を比例配分し、基本配分量とするというものでございます。

ただし、関係業界に漁業実態等を踏まえた別途の合意がある場合には、それを尊重したいと考えております。

次のページをごらんください。

2 の配分手法ですが、これも基本的には従来どおりと考えております。

すなわち、過去の漁獲実績が 100 トン未満、ただし、ずわいがにについては漁獲実績が認められない場合といたしますけれども、そういう場合には、資源に対する圧力が無視できるほどに小さいことから、T A C 管理量を設定しない。

は、先ほど説明いたしました 3 力年の漁期の実績によって計算した基本配分量が都道府県の平均基本配分量に満たない場合には、漁場形成や海況の影響などによりまして、一定の数量を厳格に管理することが難しいことから、若干として配分し、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量を前年実績並み程度とするということでございます。

が例年とやや違うところですが、まいわしにつきましては、漁獲実績が減少しておりますことから、実績 100 トン未満の県というのが 3 年前と比べますと増加することなどが見込まれております。このため、100 トンという基準で機械的に区分するのではなく、若干と設定する都道府県の数が従前並みとなるようにしたいと考えております。

は、従来どおりですが、基本配分の過半が定置網によって採捕される都道府県につきましては、若干として配分したいということでございます。

ですが、その上で、それ以外の場合、すなわち配分量が相当量あって、かつその過半が定置網以外の漁業で採捕される場合には、数量で配分するというものでございます。

説明は以上でございます。

山下分科会長 ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

宮原委員 ただいまの説明の6魚種の配分については特に異論はございませんが、来年、見直しが行われますするめいかについてちょっと発言をさせていただきたいと思います。

するめいかについては、他の魚種とは違う特殊な事情がございます。

まず業態の異なる4つの漁業種類に配分がされているわけでございます。小型、中型、それから、沖底、まき網というふうな4つの漁業種類に配分がされております。それぞれの漁獲能力に大きな差があるとともに、操業実態も異なっておりまして、そのような実態の中で、単純に過去3カ年の漁獲実績のみから配分量を決めるとするのは問題があると考えておりまして、先ほどの長谷さんの御説明の中にもあったように、実態を勘案した手法を考える必要があるのではないかとございまして。

また、昨年のご事情でございますが、特に北部太平洋の海域では、複数の漁業種類が輻輳して漁業操業を行っておりまして、網漁業の漁獲の大半がこの海域に集中しているという実態でございます。その中で小型いか釣り漁業は不利な操業を強いられているといっても過言ではないと思います。また、安全上のトラブルも生じておりまして、昨年は青森県で漁船同士の衝突事故が2件もあったわけでございます。

このような問題を解決するための関係業界での話し合いは必要であるわけございまして、水産庁におかれましては、平成14年の一斉更新の処理方針に従って、これら業界の仲介等の役割を果たしていただきたい。このように要望を申し上げます。

山下分科会長 ただいま、今回の魚種ではなく、来年のするめいかについてのお話ということでございしましたが、何かお答えはありますか。あるいはこれに関連した御意見等ございませんでしょうか。

山田特別委員 ただいまの宮原委員の御意見に対しまして、沖底の業者として意見を述べたいと思います。

1点目で申しておりました漁獲実績でTACの配分を行わないで、実態を見て。こういうような意見だったというふうに思いますけれども、するめいか以外の魚種につきましても、この漁業調整問題というのは全部存在しておりまして、するめいかのみが漁業調整問題がある、従来のTAC配分の方法では問題があるというのは、これはちょっと理解がしにくいと思います。

平成10年から、するめいかはTAC対象になってからも、小型釣り漁業のTACの消化率というのは35%ないし60%程度ありというふうにつかんでおります。このような状況の中で、TACを配分しても、取り残しがふえるということだけで、TACの有効利用という観点からも問題があるのではないかと思います。

するめいかの漁獲可能量の配分については、ほかのTACと同様に、今までどおりの配分方法を引き続いてやるべきだ、このように思います。

それから、小型釣り漁業の漁獲量が減少している。こういうような話でございますけれども、この点につきましても、資源管理はもちろん小型漁業もやっておりますし、私たちも当然資源管理というものについては、沖合底びきでも真摯に取り組んでおります。TAC協定におきまして、北海道におきましては、一番後取りの地区になるということで、リザーブ枠を設けて全体の割り当てを超過をしないように管理をしておりますし、また、宮城、岩手、青森につきましても、1航海当たりの漁獲量規制、また、ひき網の開始の制限、それから休漁日の設定を実施いたしております。

それから、最後だと思えますけれども、水産庁が入って調整すべきだ。こういうお話でございませぬけれども、この問題につきましては、私どもの認識としては、青森県沖の漁業調整問題だなどというふうに理解をしておりますので、この辺につきましては、流通、また、加工業者を含めて、地元のするめいか関連業界がこれからいかにあるべきかという、そういう振興の点から、関係者で協議するということはやぶさかでないというふうに思っております。しかし、T A Cの配分は青森県以外のほかの道県に及ぶ全国的な問題でございませぬので、青森県沖の関係者のみで協議するようなローカルの話ではないと思っております。私ども底びきとしてはこういう考え方を持っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

また、同じ底びきという立場で吉岡委員も出ておりますので、私以外にまた何かコメントがあろうかと思えますので、できればお願いいたします。

山下分科会長 吉岡さん、指名されました。

吉岡特別委員 ただいま山田委員の方から御指名がございましたので。

特に事故の問題につきましては、私は事故とT A Cとは別問題であって、別々に考えるべき問題だ、地域の問題は、私はやはり地域で解決を図るべきだ。このように認識を持っておるわけでございますので、その点ひとつよろしく御理解いただきたいと思うわけでございます。

宮原委員 確かに地域の問題かもわかりませぬけれども、青森沖でのいかに採捕量というのは非常にウエートが高いわけございませぬ、ここが全体を決めているといっても過言ではないわけございませぬ、決して地域的であるかもわかりませぬが、ここは全国的な問題ととらまえてもいいのではないかと。このように考えている次第でございます。

山下分科会長 青森県沖の問題は、地域的な問題か、それとも全国の問題としてこの場で考えるべきものかというようなこと、それから、T A Cの問題なのか、それとも調整問題なのかというような、そういう視点が出されたかと思えます。それ以外のことも出されたかもしれませんが。

ほかにはいかがでございませぬでしょうか。

福島委員 するめいカのT A Cにつきましては、まき網も配分を受けておりますので、その関係で御発言をさせていただきたいと思えます。過去3年間ずつ見直しをしてきたのですが、その中にありまして、そのT A Cの範囲内でかなり漁業者は調整をしながら、それを守って、その数量を獲らせていただいていたということですので、本来ならばT A Cの増枠をお願いしたいというところなのですが、それをこらえてきておりますので、従来どおり、次年度のT A Cの見直しにあたりましても、過去のとおりにしていただければ、このように思っております。

それからもう一つ、地域の問題かというような話がありましたが、私は実は青森県の八戸の出身でございませぬ、その立場上、別な責任者もしておりますけれども、その観点から申し上げますと、今、八戸港の水揚げというのは、毎年、毎年減少の一途をたどっておりまして、特に八戸という港は、ちょっと偏っていたかもしれませんが、さばといかの水揚げでおよそ支えられて今日まできております。

振り返ってみますと、今、さばはほとんど加工業者は地元から水揚げされる原料がありませんので、海外の主にノルウェーだと思えますが、調達をしております。残るところのいかも、つい数年前までは海外からの搬入のいかがかなりのウエートを占めておりまして、それで仕事の支えになっておりましたけれども、このところ、海外のいかの搬入もかな

り激減をいたしまして、地元の八戸地域から見ますと、仕事がだんだん先細りをしてきておるといことが実態でありまして、そういうところから申し上げたいわけですが、むしろ加工業者は、もう少し枠をふやしてもらって、するめいかを獲らせてくれないのかという声が多く出ております。

そういうわけで、なかなかこの問題もそう簡単には取り上げられる話ではないかもしれませんが、もちろんけれども、ただ、地元の加工業者は非常に苦勞しているということが事実でございます。そのことを申し上げたいと思います。

以上です。

山下分科会長 ありがとうございます。

漁業間の調整問題かどうかということをお私言いましたら、結局陸上の加工業者も含めた地元の産業の問題でもあるというような話にむしろ広げていただいたかなと思いますが、どういたしましょうか。

長谷資源管理推進室長 いかについて特にいろいろ御意見が出ましたけれども、幸いなことにといいますか、いかは1年遅れということでございまして、きょうのところは6魚種についてこういう考え方でよろしいでしょうかというつもりで協議させていただいております。

あと、調整問題については、むしろ沿岸沖合課長の方から発言させていただいた方がいいと思います。

宮原沿岸沖合課長 するめいかにつきましては、ただいま委員さん方の御認識もございましたとおり、青森県沖の問題というのはどうしても中心になってきておりますので、この調整問題、利害関係者も多うございますので、場所を設けさせていただいて話し合いを始めたいと思っております。その状況を見つつ、また必要があれば、この場に御報告いたしますし、その結果を見て、来年、T A Cの考え方を御議論いただければと思います。

以上でございます。

山下分科会長 今、まとめていただいたような感じかと思いますが、これから1年間の間に別途場所を設けて利害関係者の中で話をさせていただくということでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、協議事項がこれで終わりますして報告事項にまいります。

#### 【報告事項】

第1種特定海洋生物資源の採捕数量及び第2種特定海洋生物資源の漁獲努力量について

山下分科会長 第1種特定海洋生物資源の採捕数量及び第2種特定海洋生物資源の漁獲努力量について説明をお願いします。

長谷資源管理推進室長 引き続き御説明いたします。

資料7、1枚目が表になっている資料をごらんいただきたいと思っております。

まず1ページ目ですけれども、T A C魚種の12月末までの採捕実績でございます。

すけとうだらとずわいがににつきましては、漁期が1月から12月ではございませんので、漁期中の数字になっておりますが、それ以外の魚種につきましては、平成16年の結果ということでございます。

一番上の欄の（A）とありますのがTAC、（B）が採捕実績ということで、一番右の欄がTACに対する消化率となります。

それぞれの欄の上の段が16年漁期、下の段の括弧書きは参考のために前年漁期の数字を載せております。結果としてさんまは73%、まあじ71%、まいわし57%、さば類74%、するめいか54%となっております。

2ページをごらんいただきたいのですが、同じ数字ですけれども、管理主体ごとに分けております。この中で1点だけ、唯一上から5段目がさば類なんです、右の方をずっと見ていただいて長崎県がございます。その長崎県が消化率110%ということでTACを超過しております。

3ページは数量配分された都道府県以外も含めた実績でございますが、説明は省略させていただきます。

4ページを見ていただきたいのですが、まず上の表を御説明いたします。

平成16年のまあじとさば類のTACにつきましては、管理主体が大臣と多くの都道府県に分かれていることなどから、研究機関が出しましたABCに日本と韓国との来遊比率を勘案した数字を漁獲可能量の基礎といたしております。それが【A】とある数字でございます。

平成16年には、このAの数字に1.5倍、1.5という係数を掛けましてTACを設定したわけでございます。すなわちまあじの場合ですと、20万9,000トンというのがAの欄にありますけれども、これを基礎にして、これに1.5倍して、先ほど1ページにありますまあじのTAC31万4,000トンというものを算出したということでございます。そのため、今回は1.5倍という比率が果たして妥当なものだったのかということを検証するためにこの表をつくってみました。

それによりますと、TACではなくて、基礎となる数字と比べますと、まあじは右の欄、107%、さば類は111%であったということでございます。

1.5という数字については、今年のTAC設定の際は、一部1.3を使ったりしておりますし、この107%とか、111%と1割程度の超過については、超過しているのは問題というところもあると思いますし、変動の大きな浮魚としては、まずまずの範囲というところもあり得るかと思っております。

そもそもこの両魚種とも、韓国水域にまたがる資源でありますことから、韓国側の情報がないと全体を評価することはできません。今後、韓国側の情報も踏まえまして、研究者による評価も出てくると思いますので、本日は、まずは報告にとどめたいと思っております。

それから、次に同じページの下のところ、先ほど16年につきまして、長崎県でさば類のTACが超過したというふうに御説明いたしましたけれども、その事情について県から報告を受けておりますので、この機会に御紹介したいと思っております。

それによりますと、長崎県では、採捕実績を陸揚げ日ごとに逐次報告することとしておりますけれども、11月までの実績が把握されたのが、いろいろ訂正、報告漏れのチェックだとかした結果、12月21日になったそうです。その時点で11月末の消化率が86%ということでありました。県では聞き取りを行って、14%の残りの枠があれば、年末までの漁でも枠内におさまるといふふうに判断したということですが、結果的に年末の漁でごまさばが予想を上回って獲れまして、結果的に110%の実績になったというものでございます。

このことから、先ほどの諮問事項で、宮崎県のさばの話も年によって非常に獲れ方が違



うということを御説明させていただきましたけれども、そういったものとともに併せて考えますと、浮魚を都道府県単位で管理する難しさが改めて感じられるわけですが、一方で、それにしてもということで、もう少し迅速に漁獲量を把握できたのではないかと、ということだとか、特に年末における聞き取りが十分だったのかといったような反省があり得るのではないかと考えております。

今後、さらに長崎県とも協議させていただきまして、取組みの改善をお願いするとともに、こういった情報を他の都道府県にも提供いたしまして、少しずつでも精度の改善に努めていきたいと考えております。

従来はT A Cの設定について種々御議論いただいておりますけれども、今回は若干時間をいただきまして、こういった検証について御説明させていただきました。

最後に、5ページと6ページは漁獲努力可能量、T A Eの実績でございます。

先ほどのT A Cと同じ様式としております。こちらにつきましては、T A Eの超過は認めらず、いずれも可能量の範囲内でした。個々の説明につきましては時間の都合もありまして省略させていただきますが、本当にこれで最後にしますが、T A Eの関連ということで、資料7(参考)というものを同封させていただいております。

これは先日、資源回復計画についての記者発表をいたしました、その資料を入れさせていただきます。

これまで魚種別の資源回復計画につきまして、16年度を期限として取り組むべき魚種の検討を進めてまいりましたが、目安としていました50魚種を大きく上回る延べ76魚種で計画を検討、実施していくこととなりました。既にNHKニュース等で報じられておりますけれども、参考として後ほどでも目を通していただければと思います。

以上です。

山下分科会長 ありがとうございます。

次の会議が多分あるから、室長さんはとてもあせっておられるように見えましたけれども、大事な話ですので、もし御質問等、御意見等ございましたらどうぞ拳手をしてください。私から質問ですが、この資料7の4ページに囲み記事というか、長崎県の云々とある、その括弧の中というのは、これは長崎県の県庁の方がおっしゃったことを水産庁が書き取った、そういうふうな考えてよろしいのですか。

長谷資源管理推進室長 書き取りというよりは、経緯をメモで出してもらったものです。それが長かったものだから、概要をここに載せさせていただいたということです。

山下分科会長 ということですが、何か御質問、御意見などございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

## 【そ の 他】

山下分科会長 それでは、本日、予定しておりました議事につきましては終了いたしましたけれども、この機会に、本日の議題にかかわらず、何でも結構ですので御発言を賜りたいと思いますが、何かいかがでございますか。

熊谷特別委員 八戸からまいりました熊谷でございます。

実は前回の委員会のときにI T Qの話を、今と同じようなことで、審議が終わってから

話題提供ということで申し上げましたけれども、その後、当日も、終わってから委員の方々からも大変大事なことから、よく考えて努力してくださいという激励をいただきました。それから、役所からも大変いろいろ御指導をいただいてありがたいなと思っておりました。

例えば、この間も申し上げましたけれども、ITQというのは、TACを一艘のクォータにして資産化していく、個人の資産にする、そういうのがベースになるわけですが、公的な資源を個人の所有に帰するというのは大変めんどろですよ、どういうふうにか考えるかということも非常に大きな問題だと思いますという御指導、御指摘もいただきました。

それから当時、ITQについてアンケートを取った。そのアンケートの内容からいうと、賛成者は余り多くなかったという御指摘もございました。

それから、もう一つは、資源管理をするというのは事実大変なことなんだということで、状況次第では違反等々が出てくるという場合の資産化との関係というのは非常に難しいということで、その辺もよく考えた方がいいという御指導もいただいて、この間、ああいう形でフリートキングでお話をしましたけれども、非常に御指導いただいた、御指摘もいただいてありがたかったなと思っております。そのお礼が一つです。

ただ、さっきも話が出ましたけれども、平成8年に資源管理法が出て、9年からTAC実施、いか釣りは10年からということなんですけれども、中型いか釣りの場合は、それから去年までで、この資源管理法が出た当時は360艘か370艘ぐらいあったのですが、今は半減しております。多分このままですと、さらに隻数が減っていくだろう。経営の内容から言っても、必ずしも赤字企業でない、今は中型いか釣りは単年度大体黒くなっておりますけれども、ただ、新しい船を取得するための体力がないということで、方法次第では代船取得が可能なんだ、その中にリース等々は出ておりますけれども、そのリースにも乗られるにはハードルがちょっと高過ぎるということで、この間、申し上げたようなITQを資産化することでそのハードルを乗り越えられないか。今までの金融政策ではどうしても越えられないハードルがあるものですから、そういう方法はできないのかということをお提言を申し上げました。

その後、八戸で漁業団体が集まって、大水からも来て、いろいろ無責任な議論をしました。その中に出てきましたのは、さっき申し上げましたけれども、個人が公的な資源を管理する。自分のものにするというのは非常に難しいかもしれんけれども、漁業団体が中に入るということではあるいは可能なのかもしれない。

それから、さっき申し上げたリース等々は漁業団体が窓口になるわけですから、そういうもの等々を組み合わせれば、一つの方向は見えるのかもしれない。ただし、これにはそれなりの論理と哲学が必要だと思いますので、その辺も十分考えて検討していただきたいという指導もございました。

いずれにしても、さっきも出ておりましたけれども、八戸はいかでもっている地域でございますので、我々が議論をしないと、中型いか釣り全体についての議論にはなかなかならないだろうと思って、一生懸命議論をしておりますので、これからもそんな勉強はしていきたいと思っております。いろいろ御指導をまたこれからもいただければありがたいな、そういうことを申し上げたいと思います。

以上です。よろしくお願ひします。

山下分科会長 どうも情報提供ということで進捗状況をお話しいただきましてありがと

うございました。

ほかにはいかがでございますか。

吉岡特別委員 ちょっとお尋ねをいたしたいのでありますが、1週間ほど前だったと思うのでございますが、我々の方の新聞に、日韓の政府間交渉が焼津でもって資源管理を中心として開かれるというようなことをでかかど我々の新聞に実は出ておったわけでございます、そういうことでマスコミに随分と私ども攻撃を受けて、あなたは日韓関係に多少なりとも関係してきたのだから、そうしたことは何か連絡があったらというように、随分と実は寄せられて、3県協議会ということも出ておりましたから、島根県だとか、そういう事務局にも、あるいは全漁連にも、兵庫県にも、あるいは全底にもお尋ねしましても、一切東京の方ではそんな新聞出ていない。あるいはそんなことをしゃべったことがないというようなことで、不思議なことが現実問題として発生しておったわけでございますが、こんなことが水産庁としてあり得ることなんでしょうか。

竹谷資源管理部長 今、日韓の関係、いろんな難しい問題があるわけですがけれども、年末の12月に定例の相互入漁、日本の二百海里、あるいは韓国の二百海里に相互入漁する条件の通常の漁業交渉を行いました。

それから、若干一部積み残し案件がありまして、2月の上旬にも再度協議を行ったというのがことしの日韓漁業交渉の流れです。

いつもそれは相互入漁の条件を毎年、毎年議論をしております。ことしは特に魚種別割り当て制度を導入するというで議論が大きくある意味では長引いてしましまして、2月までかかったということです。

それと同時に、これも毎年のことで、吉岡さんもよく御存じのとおり、暫定水域の話も含めまして、もっと資源管理をきちんとしていこうではないかということ韓国側に働きかけてきているわけです。ただ、韓国側の方からしますと、まずは相互入漁の関係が重要だということで、ずっとその話の議論が中心に今まで推移してきて、時期尚早ということで向こうはなかなか資源の問題には乗ってこなかったという経緯があるわけですが、今回、長年、もう5年ぐらいたって、そして魚種別割り当て制度についても今回、はじめて制度化できました。

そういう意味では、相互入漁については一段落、1つのステージを越えたということがあるので、韓国側も、日本側も、資源管理の問題について認識を深めているので、資源問題ということで話をしていこうではないか。春の段階から少し資源問題を話していこうではないかということに韓国側と2月に意見の一致をみたということです。

一部新聞報道等は、吉岡委員のすぐ近くの暫定水域のことに的を絞ったやに受け取っておられますが、そうではなくて、日韓両国の関係水域全般についての資源管理の問題について話し合いをしていきたいと思いますということで意見の一致をみておりまして、その日程調整をずっと進めてきておるといのが状況でございます。

できれば今月中にやりたいということでやっておりますが、どちらかという、3月、4月、いろいろな日韓関係のことがありましたので、なかなか日程等が決まってこない。逆にそういう中で前向きな資源の打ち合わせをするということについてマスコミ関係が非常に関心が高い。しかもすぐその話は関係水域全般のことであるにもかかわらず、とかく暫定水域とか、あるいはさらには竹島とかに結びつけて書かれがちだということござい

まして、だからああいう新聞報道のような切り口という意味ではちょっと視点がややずれているのかなと思っておりますが、資源問題について話し合っていこうということで韓国側と準備をしているということは事実でございます、意見の一致をみて、それに向けて今、準備中であるということでございます。

ただ、まだきっちりと日程等が固まってもいませんから、そういう意味では水産庁の方から、いついつに、こんな形でやりますということをそれぞれの方に御案内するような段階ではまだないということにつきまして御理解いただきたいなと思います。

吉岡特別委員 お話はよくわかるのですが、水産庁が約束したようなことを記者発表していないということなんですね。

竹谷資源管理部長 していません。

吉岡特別委員 それでやたらと新聞報道の方が先になって、そしてコメントをくれということで随分と何社か騒いできておったわけですし、我々は全然知らなかったわけですから、一切知りませんということで、いろんな上部団体にお尋ねしましても、一切そんなことは知りませんとおっしゃっておられたので、不思議なこともあるのだな。水産庁、関係当局が発表していないのに、新聞だけが先行して騒ぐというのは、どっかやはり無責任なそうした発言があって、新聞の記事にも、こういうときだから期待はできませんというような言い方もちょこっと書いておりましたけれども、そういう無責任なことが、私は少なくとも水産庁なり、関係あるところがきちんと発表なさせて、その上で出すならいいですけども、新聞屋さんの方が先に載ってしまって、我々の地域で騒がれているというようなことはちょっとおかしなことだなということがあって、私はお尋ねしているわけでありまして、そういう事実があったということだけひとつ御承知をしておいていただきたい。このように思うわけでございます。

山下分科会長 ほかにはいかがですか。

高橋特別委員 くじら関係で水産庁の方をお願いをしておきたいと思います。

実は先週の土曜日、4月16日、仙台で「くじらと食文化を語る市民の夕べ」という催しがありまして、その前年は名古屋の方でもやったということでお伺いしておりました。

非常に盛会で、会場にも約600人前後参加したというような状況で、非常にくじらに対する盛り上がりも国民的にも大きくなってきたということで、6月に開催されますIWCの年次会議、ことしは韓国のウルサンだということだそうですが、そういう市民の国民的な盛り上がりの中で、下関会議のときのように、いいところまで行って、その秋のケンブリッジだったですか、後退をしたということがありますので、ことしはふんどしをしめ直して、やはりウルサンで頑張りたいということで、お願いをしておきたいと思えます。

その夕べの中で、世界の自給率の中で、先進国、アメリカ、ドイツ、フランス、100%を超えるような食料自給率なんだというような説明もあって、やはり日本の方は60%も切っているような状況の中で、くじらといえども我々の大切な食料資源なんだという観点から、やはりもう一度考え直していただいて、しっかり頑張ってIWCを乗り越えてほしいということでお願いだけをしておきます。

以上です。

山下分科会長 今、お願いということでございました。

ほかにはいかがでございますか。よろしゅうございますか。

事務局からは何かありますか。

五十嵐漁政課長 ありがとうございます。

次回の資源管理分科会でございますが、6月下旬ということで予定をいたしております。個別にまた日程調整をさせていただきたいと思っております。

また、本日、3時から、この会場におきまして、水産政策審議会の全体会合と申しますか、総会を開かせていただきます。そこには小林委員、桜本委員、福島委員、三鬼委員、宮原委員、それから、山下分科会長には御出席をお願いしておりますので、ひとつよろしくをお願いしたいと思います。よろしくどうぞ。

山下分科会長 それでは、以上をもちまして本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

閉 会

答 申 書

17水審第1号  
平成17年4月18日

農林水産大臣 島村 宜伸 殿

水産政策審議会

会 長 小野 征 一 郎

平成17年4月18日(月)に開催された水産政策審議会第20回資源管理分科会において審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第82号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業(太平洋の海域)の公示について

諮問第83号 漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示について

諮問第 8 4 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

諮問第 8 5 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について